

静岡市規則第 75号

静岡市大浜公園条例施行規則をここに制定する。

令和 7 年 6 月 5 日

静岡市長

難波 喬 司

静岡市大浜公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市大浜公園条例（令和5年静岡市条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為等の許可の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定による許可を受けようとする者は、大浜公園内行為許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、行為をしようとする日（以下「行為日」という。）の1月前から当該行為日の7日前までに行うものとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、当該期間の経過後においても申請を行うことができる。

3 条例第4条第2項の規定による許可を受けようとする者は、大浜公園内許可行為変更許可申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

(許可書の交付)

第3条 指定管理者は、条例第4条第1項の規定による許可をしたときは、大浜公園内行為許可書（様式第3号）（以下「許可書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

2 指定管理者は、条例第4条第2項の規定による許可をしたときは、大浜公園内許可行為変更許可書（様式第4号）（以下「変更許可書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

(プールの供用期間の承認手続等)

第4条 指定管理者は、当該年度のプールの供用期間について、条例第6条第1項に規定する市長の承認を受けようとするときは、大浜公園プール供用期間承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長に提出された事業計画書等において当該年度のプールの供用期間が明示されている場合は、この限りでない。

2 市長は、プールの供用期間について承認をしたときは、大浜公園プール供用期間承認証（様式第6号）を指定管理者に交付するものとする。

3 前項の規定によりプールの供用期間の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき供用

期間を決定しなければならない。

- 4 指定管理者は、前項の規定によりプールの供用期間を決定したときは、当該供用期間を市民に公表しなければならない。

(利用料金の承認手続等)

第5条 指定管理者は、利用料金について、条例第9条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、大浜公園利用料金承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、利用料金について承認をしたときは、大浜公園利用料金承認証(様式第8号)を指定管理者に交付するものとする。

- 3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。

- 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証を当該施設を利用する者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。

- 5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(利用料金の減額又は免除の基準等)

第6条 条例第9条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、次の各号に掲げるとおりとし、減額し、又は免除する利用料金の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 国、地方公共団体又は公共的団体が公用又は公益のために利用するとき 利用料金の全額

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が減額し、又は免除する必要があると認める額

- 2 指定管理者は、条例第9条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(利用料金の還付の基準等)

第7条 条例第9条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第4条第1項の規定による行為の許可を受けた者(以下「行為者」という。)の責めに帰することができない理由により当該許可を受けた行為をすることができなくなったとき。

(2) プールの利用料金を支払った者の責めに帰すことができない理由によりプールの利用ができなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

2 指定管理者は、条例第9条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第5条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(行為者の遵守事項)

第8条 行為者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 行為の際、許可書及び変更許可書を携帯し、指定管理者の要求があったときは、直ちに提示すること。

(2) 公園の施設、備品等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届けること。

(3) 行為が終わったときは、指定管理者の点検を受けること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上必要な指定管理者の指示に従うこと。

(指定管理者の指定の申請書類)

第9条 条例第10条の規定による申請は、大浜公園指定管理者指定申請書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 大浜公園事業計画書（様式第10号）

(2) 大浜公園事業計画に関する収支予算書（様式第11号）

(3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本

(4) 役員名簿

(5) 経営（事業）状況に関する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(協定の締結)

第10条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と公園の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、静岡市大浜公園条例（令和5年静岡市条例第46号）附則第1項本文に規定する規則で定める日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

大浜公園内行為許可申請書

年 月 日

（宛先）指定管理者

名 称

代表者氏名

住所 申請者 氏名 電話

〔法人又は団体にあつては、その主たる事務所の所在地〕

〔法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名〕

静岡市大浜公園条例第4条第1項の規定により大浜公園内の行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行 為 の 場 所	
行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	
行 為 の 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利 用 面 積	平方メートル
その他必要な事項	

※領収日付印	※利 用 料 金	円
	※利用料金算出基礎	条例第4条第1項第 号に規定する行為
	※許 可 年 月 日	年 月 日
	※許 可 番 号	第 号

（注）※印欄は、記入しないでください。

様式第2号（第2条関係）

大浜公園内許可行為変更許可申請書

年 月 日

（宛先）指定管理者

名 称

代表者氏名

申請者	住所	〔 法人又は団体にあつては、 その主たる事務所の所在地 〕
	氏名 電話	

静岡市大浜公園条例第4条第2項の規定により大浜公園内の行為の許可を受けた事項の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可を受けた行為の内容	
変 更 す る 事 項	
変 更 す る 理 由	
そ の 他 必 要 な 事 項	

様式第3号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

指定管理者
名 称
代表者氏名

大浜公園内行為許可書

年 月 日付けで申請のあった大浜公園内の行為については、次のとおり許可します。

行 為 の 場 所			
行 為 の 目 的			
行 為 の 内 容			
行 為 の 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
利 用 面 積	平方メートル		
利 用 料 金	円		
許 可 条 件		領収日付印	

(注)

- 1 本書をもって領収書に代えます。
- 2 領収印のないものは、無効です。

様式第4号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

指定管理者
名 称
代表者氏名

大浜公園内許可行為変更許可書

年 月 日付で申請のあった大浜公園内の許可を受けた事項の変更については、次のとおり許可します。

変 更 し た 事 項					
変 更 し た 理 由					
行 為 の 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
利 用 料 金	円				
許 可 条 件					領収日付印

（注）

- 1 本書をもって領収書に代えます。
- 2 領収印のないものは、無効です。

様式第5号（第4条関係）

大浜公園プール供用期間承認申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

指定管理者

名 称

代表者氏名

静岡市大浜公園条例第6条第1項の規定によりプールの供用期間について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 承認申請事項

年度のプールの供用期間

年 月 日から 月 日まで

2 申請の理由

（注） 1 必要に応じ、関係書類を添付してください。

2 「2 申請の理由」は、供用期間を静岡市大浜公園条例第6条第1項に規定する期間を超えて定める場合のみ記載してください。

様式第6号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

大浜公園プール供用期間承認証

年 月 日付けで申請のあったプールの供用期間については、次のとおり承認します。

1 承認事項

年度のプールの供用期間

年 月 日から 月 日まで

2 注意事項

- （1）承認に基づきプールの供用期間を決定してください。
- （2）プールの供用期間を決定したときは、この承認証を利用者の見やすい場所に掲示するとともに、当該供用期間を市民に公表してください。

様式第7号（第5条関係）

大浜公園利用料金承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

指定管理者

名 称

代表者氏名

静岡市大浜公園条例第9条第3項の規定により大浜公園の利用料金について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 承認申請事項

施設名	利用区分	単位	申請額	条例での限度額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円

2 申請理由

3 実施時期 年 月 日から

（注）必要に応じ、関係書類を添付してください。

様式第8号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

大浜公園利用料金承認証

年 月 日付けで申請のあった利用料金については、次のとおり承認します。

1 承認事項

施設名	利用区分	単位	承認額	備考
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	

2 実施時期 年 月 日から

3 注意事項

- （1）承認額に基づき利用料金を決定してください。
- （2）利用料金を決定したときは、この承認証を利用者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表してください。

様式第9号（第9条関係）

大浜公園指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

申請者	所在地	〔 法人以外の団体にあつて は、その代表者の住所 〕
	名 称	
	代表者氏名	
	電話番号	

大浜公園の指定管理者の指定を受けたいので、静岡市大浜公園条例第10条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

様式第10号（第9条関係）

大浜公園事業計画書

事業計画の理念・方針
実施事業の概要（事業の構成及び年間計画表）
実施体制図
特記事項（効果的に事業を行うための方策、市民サービス向上のための施策等）

様式第11号（第9条関係）

大浜公園事業計画に関する収支予算書

収入

	科 目	内 容・数 量	金 額
1			千円
2			千円
3			千円
4			千円
5			千円
合 計			千円

支出

	科 目	内 容・数 量	金 額
1			千円
2			千円
3			千円
4			千円
5			千円
合 計			千円